

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会

第7回外国公務員贈賄に関するワーキンググループ

議事録

○猪俣知的財産政策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ第7回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、全ての委員の皆様が Teams による参加となります。また、オブザーバーとして、外務省、法務省、警察庁に御出席いただいております。

議事の公開につきましては、本ワーキンググループでは、一般傍聴者及びプレスの方々は、Teams での傍聴に限って可能としております。配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、御発言いただく際は、挙手ボタンを押していただくか、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。こちらから指名いたしますので、マイク及びカメラをオンにいただき、御発言をお願いいたします。

また、本日は、梅津委員が御欠席となっております。

それでは、これより先の議事進行は佐伯座長にお願いしたいと存じます。

○佐伯座長 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

最初に、事務局から本日の資料について確認をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 事前に皆様に送付した資料を確認させていただきます。

資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、第6回の議論の振り返りと外国公務員贈賄防止指針の改訂案について、資料4、外国公務員贈賄防止指針（案）（変更履歴有版）、参考資料1、外国公務員贈賄防止指針（案）（変更反映版）でございます。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。問題ないでしょうか。

それでは、初めに事務局から本日の議題について御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 資料1を御覧ください。本日は2、第6回の議論の振り返り

と外国公務員贈賄防止指針の改訂案について、に関して御審議いただき、御意見を頂戴できればと考えてございます。

○佐伯座長　それでは、議題に入っていきたいと思います。前回ワーキンググループでの議論を踏まえた指針の改訂案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　資料3を御覧ください。第6回議論の振り返りと贈賄防止指針の改訂案について、でございます。

ページをおめくりいただきまして、第6回の議論の振り返りでございます。主に指摘としては3つの論点について御指摘いただいたかと思えます。

まず御指摘1、スモール・ファシリテーション・ペイメントについてでございます。こちらは脚注47に、原案では条約及びコメンタリーにおいて、スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）が具体的にどのような支払いであるのかは規定されておらずという表現がございましたが、このような記載をするとOECDから何らかの反論があるかもしれないという御指摘を頂きました。

また、脚注47でSFPは営業上の不正の利益を得るための利益供与には該当せず、不競争法第18条違反とはならない旨解され得るという記載について、営業上の不正の利益を得るための利益供与には該当しないと言い切っているのか、あるいは該当しないと解され得るという意味なのかについての御指摘を頂いたところでございます。

また、御指摘2については、代理店（エージェント）との記載についてでございます。今回の法改正で新設されました第21条11項におきまして代理人と書いておりまして、こちらについての代理人と代理店の違いが不明瞭ではないかという御指摘を頂いたところでございます。

また、御指摘3、教唆・幫助が存在した場合の処罰対象についてでございます。いわゆる実行犯が例えば海外子会社従業員であった場合、教唆・幫助した者が国内企業の従業員であった場合に、教唆・幫助犯が日本の不競争法において処罰対象となり得るかについての御議論が脚注104、脚注105については教唆・幫助を行いました国内従業員に関して国内企業に両罰規定が適用されるのかについて御議論させていただいたところでございます。

まず脚注104については、もっとも以下についての記載が必要なかどうか、あるいは削除したほうが望ましいのではないかという議論がありました。また、脚注105についても、もっとも以下について読者によくないメッセージを与える可能性があるのではないかとということで削除してはどうかという御指摘を頂いたところでございます。

次のページ以降からが、それを踏まえまして、我々としての改訂案についてでございます。

ページをおめくりいただきまして2ページ目でございます。まず、スモール・ファシリテーション・ペイメントでございます。先ほどありました解釈に関する曖昧な記述において、どのような支払いであるかは規定されていない、そういったことについては少し曖昧な記載だろうということで、削除させていただこうと思っております。

また、先ほどの指摘事項ではないのですけれども、OECDとも非公式に議論をしております。その中でこの記載につきましてもOECDから御指摘を頂いたところでございます。主に2点でございますが、OECD理事会勧告の記載を引用すべきという話と、コメンタリー9を根拠とする背景を少し追記したらどうかと言われてございます。

具体的には、コメンタリーでSFPというのは腐敗現象、英語では corrosive phenomenon と書いております。こういったものであるという話。そして、スモール・ファシリテーション・ペイメントは、それが支払われる国では一般的に違法であるという記述を書いてございますので、そういった背景を書いてはどうかというものでございます。

それを反映しましたものがこの下に書いてあるものでございます。先ほど申し上げましたどのような記載であるかについては規定されておらずというところは、後半部分でございますけれども、記述を削除させていただいてございます。

そして、次のスライド、いわゆるコメンタリー9とOECD理事会の勧告を書かせていただいております。基本的には原文をそのまま和訳、仮訳させていただきまして書いてございます。少額の円滑化のための支払いは、第1条1の意味における商取引またはその他の不正な利益を得るまたは維持するための支払いには相当せず、したがって犯罪とはならない。幾つかの国においては、公務員に、例えば認可や許可の発行などその職務の遂行を促すために行われているものの、その国以外では一般的に違法である。そのような支払いを違法としている国は、よいガバナンスプログラムのための支援をするなどの措置をとることによってこうした腐敗現象（corrosive phenomenon）に対処でき、またそうすべきであるが、それを国内で犯罪化しても、実際のまたは効果的に腐敗現象に対処する補完的な手段になるとは思われない。

こうした背景があるために、先進国、いわゆるOECDの主要国においても贈賄行為をできるだけ避けるべき、そしてSFPが腐敗現象になり得るということで、そういったものをできるだけ禁止するということが推奨されるということでございまして、OECDの

理事会勧告でも書かれているところでございます。

OECDの理事会勧告では、特に持続可能な経済開発と法の支配に対するスモール・ファシリテーション・ペイメントの腐敗的影響に鑑み、加盟国に対し以下のことを勧告する。

i. この現象と効果的に闘うため、スモール・ファシリテーション・ペイメントに関する政策とアプローチを定期的に見直すことを約束する。

ii. このような支払いは、一般に、それが行われる国では違法であり、いかなる場合においても、そのような企業の帳簿及び記録に正確に計上されなければならないことを認識し、内部統制、倫理、コンプライアンス・プログラムまたは対策において、スモール・ファシリテーション・ペイメントの使用を禁止または防止するよう企業に奨励する。

こうした勧告が出ているところでございますので、コメンタリー9と併せまして脚注の続きに書かせていただいたものでございます。

続きまして、4ページ目、御指摘2でございます。こちらはいわゆる代理店と代理人の記載ぶりがなかなか分かりにくいのではないかとありましたので、代理店という表現を削除しまして、等で表現させていただいているものでございます。

続きまして、御指摘3でございます。こちらは、先ほど申し上げた脚注104と105でございましたけれども、脚注のずれに伴いまして番号が変わっておりますが、中身は変わっていないところでございます。先ほど申し上げたとおり、両方の記載につきまして、「もっとも」と書いてあるところについては、読者の方々に間違ったメッセージを提供するかもしれないという話、そもそもいわゆる贈賄行為が国内で違法でないということはなかなか考えにくいという御指摘を頂きましたので、そういったところで全てのコンメンタールを記述するのは適切ではないのではないかと御指摘を頂きましたので、そこについて削除させていただいているものでございます。

最後の6ページ目でございます。こちらは我々で一部の委員の方から御指摘を後から頂いたものでございまして、主たる事務所の解釈について、何か記載ができないかと頂きました。主たる事務所、今回の不正競争防止法21条11項に主たる事務所という規定がございましたので、事務所の解釈について何らか参考となるものがないかというものでございます。

こちらは、我々で文献を調べまして、こちらに書いております『逐条解説一般社団・財団法人法』を踏まえまして、あと『新版注釈民法』も参考にさせていただきまして、脚注として一般に、「事務所」とは、法人事務の執行の場所をいい、事務所が1つである場合

には、当該事務所が「主たる事務所」になり、2つ以上の事務所がある場合には、活動の中心となるものを「主たる事務所」という、という表現を発見しましたので、こちらを書かせていただきたいと思います。

第6回目でお見せしました案に加えて、こちらの修正を行いまして、さらに最後のページでございますけれども、7ページ目、委員の方から修正いただいたところでございます。こちらにつきましても、我々としてより明確化、より分かりやすい内容になるために、できるだけ御指摘いただいたものを踏まえまして、今回の案、詳しくは資料4に反映させていただいておりますけれども、こうした指摘を修正させていただいたところでございます。

私からの説明は以上となります。

○佐伯座長 どうもありがとうございました。事務局より前回ワーキンググループでの議論の振り返りと指針改訂案について御説明いただきました。

ここまでの御説明に基づきまして、ここで自由討議の時間を取りたいと思います。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。なお、御発言の際は Teams の挙手機能、またはチャット機能でお知らせいただくようお願いいたします。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。

西谷委員、よろしくお願いいたします。

○西谷委員 どうもありがとうございます。御説明ありがとうございました。

主たる事務所との関係でお伺いできますか。不競法の法文を踏まえて主たる事務所を御説明いただいているということですので、概念としては営利法人、すなわち会社の主たる営業所も入るという御趣旨かと思います。

今、引用していただいている文献を拝見したところ、一般社団・財団法人法や民法のコンメンタールを挙げていただいておりますが、会社法では、主たる事務所を「本店」と称しており、ここでいう主たる事務所には、営利法人に関する本店や営業所の概念も入ることをお示しいただければと思います。また、会社法関係の文献も挙げていただいたほうが正確かと思います。すみませんが、御検討いただけますでしょうか。

○佐伯座長 ありがとうございます。事務局から何かコメントはありますでしょうか。

○菊地補佐 事務局の菊地でございます。御指摘ありがとうございます。

会社法のコンメンタール等について、こちらでも把握しているところでございまして、今回は「主たる事務所」の解釈ということでございましたので、この記載にとどめており

ましたが、確かに西谷先生の御指摘のとおりかと思いますので、会社法のコンメンタール等の記載についても引用させていただければと思います。御指摘ありがとうございます。

○佐伯座長 ありがとうございます。必要に応じて西谷委員に御相談いただければと思います。では、その方向で改訂していただくということで、ほかに御意見等ございますでしょうか。和田委員、お願いいたします。

○和田委員 ありがとうございます。先ほどは御説明ありがとうございました。

猪俣室長から御説明いただいた内容につきまして、既にドラフトベースで経団連の会員企業から頂いたコメント等については、事務局同士でやりとりさせていただいて、できる限り御反映いただいたものと思っております。本当にありがとうございます。

今回の指針案に直接入れていただきたいということではないのですが、今後の検討課題として2～3点、引き続き会員企業のニーズが高い点について申し上げさせていただきたいと思います。

まず、刑事罰の減免についての考え方なのですが、もちろんこの点について日本でまだ事例も多くなく、お示しいただくのは難しい状況だと認識しておりますし、必ずしもアメリカの量刑ガイドラインと同様のものを求めているという趣旨ではございませんが、やはりある程度どのような場合に刑事罰が減免されるのかということについても、将来的にもう少し示唆が充実することになれば、企業としてもコンプライアンスを具体的に高めるための具体的な努力につながりやすいのではないかとということで、期待する声が多かったということをまず1つ申し上げたいと思います。

それから、そもそもどういう方が外国公務員に該当するのかということについて、やはり企業の皆様が、日常的に外国の様々な組織といろいろなビジネスを行うに当たって、例えば接待とか贈答も場合によってすることも出てくるのだと思うのですが、その場合、相手方が規制対象となる外国公務員に当たるのかどうかということについての見極めが難しいことがあるということでございます。

こちらについて、国ごとにどういう方が公務員、あるいはみなし公務員に当たるのかということについて、各国でそういうことをリストアップする努力が必要であり、各国の連携や協力の枠組みの中で何かできるとよいのではないかと考えております。

それから、外国の法令についても、きちんとコンプライアンスをするために、企業はいろいろ情報収集しているところでございまして、こちらについて今回、指針の中で記載を充実させていただいて、これまで現地の法律事務所に相談するというところで一生懸命努力し

ていたようでございますが、それに加えて、現地の商工会議所を活用するというアイデアも今回追加していただいたので、会員企業も参考にするのではないかと考えております。

いずれにしても、やはり各国の法令についての情報が分かりやすく提供されることは、国外で活動する企業にとって大変重要なことでございますので、こちらについても引き続き情報提供の充実をお願いできればと考えております。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。重要な課題を御指摘いただき、ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長 御指摘いただきまして、ありがとうございます。

まず、法人の減免の件でございますけれども、国内の他法令も含めた裁判例もよく注視していきたいと思ひますし、他法令の逐条解説や指針で参考になるようなものがありましたら、我々の法令にも適用になるかどうかについても、引き続き注視していきたいと考えております。

また、どういった方々が外国公務員などに入るかでございます。こちらは、政令で一般的なものとしてどういった方々が入るかかどうかというものは規定しておりますし、また指針でも少し具体例などを書いてございますが、実際には個別具体ケースで様々関わってくるところ、これは文字にするところが難しい面もあると思ひます。リストアップのほうがいいのかどうかも含めまして、どのようなやり方ができるか、あるいは参考になる事例があるかどうか、引き続きまた考えていきたいと思ひます。

そして、海外の現地情報でございます。我々も国内に注視しておりますけれども、海外で幅広く、グローバルに活躍される中小企業の方も含めて、現地の情報も重要だと思ひますので、引き続き中長期的に我々としても考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

○佐伯座長 ありがとうございます。和田委員、よろしいでしょうか。

○和田委員 ありがとうございます。各国の情報提供ですとか汚職防止というのは、I P E Fでも重要なテーマになっていると思ひますので、そういうフレームワークなどもうまく活用できるといいかなと思ひました。引き続き連携をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。黒澤委員、お願いいたします。

○黒澤委員 ありがとうございます。前回の会議に参加できず、申し訳ございませんでした。事務局の皆様、打合せと私のほうでいろいろ御提案させていただいたことを全て御反映いただきまして、ありがとうございます。

特に前回の御議論の中で、スモール・ファシリテーション・ペイメントについていろいろな御議論があったというところで、指針を使わせていただく民間企業側としては、今回の改訂の仕方は非常にありがたいと。大枠としてどういうことなのかということで、47脚注でシンプルに書いていただいて、正確性を期すという意味で、もしくはOECD側の間の関係でコメンタリーとか理事会勧告の仮訳をされるという形でしていただけると、使う側として要はどういうことなのかということで、ファシリテーション・ペイメントに該当しないけれども、企業は禁止するように推奨しているのですよと。日本は当然、その部分を除外していませんと非常にシンプルしていただけたというのは、使う側としては大変ありがたいと感じております。

また、それ以外の部分についても、使う側というか活用させていただく側としても、そこに寄り添う形で修正を反映いただけたこと、改めて御礼申し上げます。

個人的に一番大きかったのは、他国で親会社責任を認める、認めないという話の部分で、日本では明確にそこまで親会社の関与がないという部分にならない限りだということについて、明確に峻別して御記載いただいたということで、大変ありがたいと思っております。

雑駁な意見ですけれども、以上でございます。

○佐伯座長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。事前に御意見も頂いて、十分反映されているというご意見を和田委員、黒澤委員から伺いましたけれども、ほかにもこの点もという点などありますでしょうか。今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。意見といいますか感想です。

先ほど和田委員が言われたことと同じなのですが、外国公務員が誰であるかという認定は、OECDのWGBでもいつも大変難しい問題となっておりまして、最終的には事例の積み重ねによって、この国ではこうだということを決めた上で、例えば日本の企業の従業員らがその点をどう認識していたかという事実認定の問題になるのです。ボトムアップでしか対応できない領域だと思うのですが、日本企業がよく関与するような国においては、どのような動向があるのかということを示していくことが、今後この指針の価値をより高めるために必要だろうと思いました。

それから、SFPのところも私もざっくりした意見しか申し上げていなかったのですが、反映していただいて感謝しております。ここもなかなか詰め切れないところではあるのですけれども、今後また新しい国際的な動向があれば、それを反映していくように、ここに出た者たちで意見共有していくのが必要だろうと思った次第です。

以上でございます。

○佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。五味委員、お願いいたします。

○五味委員 御説明等ありがとうございました。議論を経てかなり整理されたのではないかという印象を持っております。

私からも感想めいたこと、和田委員から御指摘があった点に関して申し上げます。減免の事例は、今後、企業のコンプライアンス推進に非常に大きな影響も与える部分だと思いますので、事例の集積を行い、ガイドラインに反映させていただけるとありがたいです。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

一通りきょう御出席の委員の皆様は御意見、御感想を頂きましたけれども、ほかにもし御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、大分早いのですけれども、事務局でしっかりと前回の議論、そして事前に頂いた御意見を反映した改訂案をつくっていただいたということで、皆様から積極的に御支持いただく御意見を頂きましたので、きょうの議論はこのぐらいいたしまして、ここからの修正作業については座長である私に御一任いただき、その後パブリックコメントにかける案について、委員の皆様は御報告する形とさせていただきたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。そういたしましたら、ここからの修正は事務局と私で相談の上、まとめさせていただきたいと思います。

事務局、これで終了してよろしいでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長 先ほど西谷委員から頂いた御意見を事務局で検討しまして、西谷先生、ほかの委員を含めまして御相談さし上げて、佐伯座長とも御相談させていただいて、パブリックコメントにかける案をまた考えていきたいと思います。

○佐伯座長 西谷委員から頂きました点についての修正をお諮りさせていただいて、そ

の後、文言等の修正については御一任いただくということで進めたいと思います。

それでは、本日の議事は以上といたしまして、今後のスケジュールについて事務局から連絡をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　本日御審議いただきまして、ありがとうございました。指針の改訂案につきましては、本日頂きました御意見を取り込んだ上で、佐伯座長の御了解を得ました後、パブリックコメントにかける案として、委員の皆様へ御報告させていただきたいと思います。パブリックコメントにつきましては、準備ができ次第速やかに実施する予定と考えてございます。

そして、次回のワーキンググループにつきましては、パブリックコメント終了後、意見について我々で精査させていただきまして、それを踏まえて来年ですけれども、1月30日火曜日午前10時からを予定してございます。また、詳細につきましては、追って御連絡したいと思います。

以上でございます。

○佐伯座長　それでは、これをもちまして第7回外国公務員贈賄に関するワーキンググループを閉会いたします。本日は朝早くからありがとうございました。

——了——